

第1編 序論

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

町政の目標と方向を長期的な視点から定めた川崎町の総合計画は、昭和46年度にスタートしました。平成23年度からは10年間を計画期間とする「第5次川崎町長期総合計画」を策定し、まちづくりを進めてきました。

現代において、人口減少、少子高齢化の進展、住民の価値観やライフスタイルの変化、地震や豪雨等による災害の発生、情報通信技術の発達など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。

このような情勢の中、環境と社会情勢の変化に対応したまちづくりを推進し、当町が目指すべき姿とその方向性を示す指針として、また、今後も町民が幸せに暮らすことができる持続可能なまちの実現に向け、「第6次川崎町長期総合計画」を策定します。

2 計画の性格

本計画は、これまでと同様に個別の行政分野に関する計画が整合性を図るべき町の最上位の計画として位置付け、長期にわたる行財政運営の指針となるものとします。

3 持続可能な開発目標(SDGs)達成に向けた計画

持続可能な開発目標(SDGs)※の達成に向け、本計画で目指す各種の取組が、世界の目標であるSDGsの推進にもつながっている認識を持ち、住民や企業など多様な主体との連携を促進するため、計画の各種項目において、該当するSDGsのゴールを示すこととします。

※持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)は、2015年9月の国連で採択された、2030年の達成を期限とする、国際社会全体の17の開発目標であり、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものです。

SDGsの17のゴール

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



4 計画と川崎町創生総合戦略との関係

本計画は、人口減少対策や地方創生の視点に基づき、平成28年2月に策定された「川崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の第2期を包含する、一体的な計画とします。そのため、総合戦略の重要業績評価指標（KPI）は、本計画に掲げている施策の目標指標に位置づけられます。

なお、策定する内容は、人口減少をはじめ、財政状況、インフラや公共施設の老朽化等、町を取り巻く状況を分析するとともに、国や県が策定している各種計画と矛盾が生じることがないものとします。

5 計画の構成

本計画は、「基本構想」「基本計画」から構成される2層構造とします。

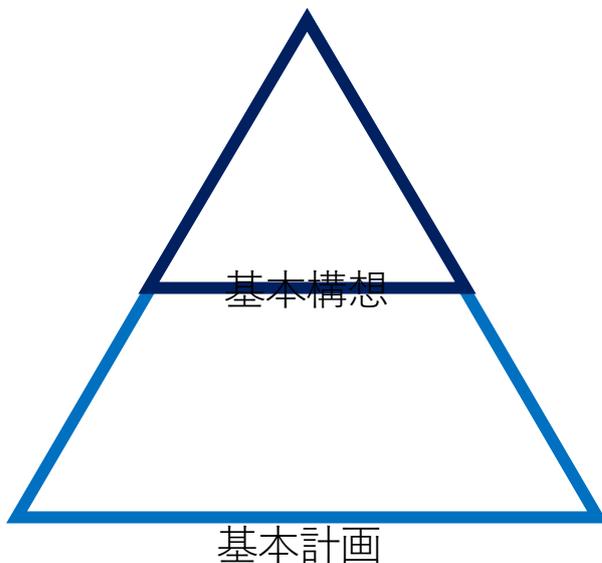
6 計画の期間

(1) 基本構想

基本構想は、令和13年度（西暦2031年度）までの10年間とし、今後の川崎町の姿を展望しつつ、「まちづくりの基本的な考え方」、「川崎町の将来像」、「まちづくりの基本方針」、「施策の大綱」、「重点的取り組み施策」を定めます。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想で掲げた施策の大綱を具体化するための施策を定めます。計画期間は、前期と後期に分け、前期が令和4年度から令和8年度まで、後期が令和9年度から令和13年度までのそれぞれ5年間とし、後期基本計画策定時には、前期基本計画の実施状況と施策を分析し、後期基本計画に反映します。



第2章 川崎町の課題

1 人口減少・少子高齢化の進展への対応

近年の当町の人口は、平成17年国勢調査で減少に転じ、その後も減少傾向が続いています。少子高齢化も進行しており、この傾向は今後も続く予想されることから、町民が安心して過ごせるまちづくり、安心して子育てができ、子供達が健やかに成長できる環境づくりを進める必要があります。

- 町民が心豊かに安心して過ごせる社会の形成（生きがいづくり）
- 町民が住み・働き続けられる社会の形成（雇用の確保、定住の推進）
- 子供たちが安心して成長できる社会の形成（子育て支援、学校教育の充実）

2 町の活力や魅力の向上・再発見

当町における就業者は、仙台市をはじめ町外に通勤される方が多く、令和2年度に実施したアンケート調査では、町外へ移りたいと考える方が14.8%でした。一方で、町内に住み続けたいと考える方の回答率は51.3%と半数を超えており、世帯数も増加傾向にあります。

また、面積の8割を森林が占め、蔵王国定公園を有する当町には、豊かな自然環境や河川沿いなどに広がる農地が残されている一方で、国営みちのく杜の湖畔公園、複数の温泉、セントメリースキー場、ボートピア川崎、ゴルフ場など、大規模なリゾート・レクリエーション施設が立地しているといった特徴があります。

今後、住民が当町で豊かに暮らしていくためには、地域産業の振興が必要です。そのため、リゾート・レクリエーション施設、地場産業であり近年は農地の集約化や、産地化が進んでいる農業、豊かな自然環境といった町の特性や資源を結びつけ、新たな付加価値を生み出す施策の推進が求められています。

- 町の資源（自然、レクリエーション環境等）を生かした産業振興（農林業・観光の振興、地域資源の活用）
- 自然環境・景観の保全・創出と活用

3 暮らしの質の向上

当町は子育て支援や健康・福祉サービスの充実が進み、住民アンケート調査でも高い評価を得ています。社会インフラにおいては上下水道や、町道の整備が進んでいますが、特に仙台市とさらなる連携強化を図り、様々な面で大きな影響を与えることが予想される国道286号赤石～碓石間のバイパス整備に大きな期待が寄せられています。

また、医療・福祉の充実や、町中心部と点在する各集落を結びつける町民バスなどの公共交通サービスの維持・運営も重要です。

豊かな自然環境の中にある当町には、美しい景観が点在しています。この景観は、豊かな自然環境の表れであり、私たちが生活の中で創り上げてきた財産です。この自然環境の維持・保全を求める住民の声は多く、美しい景観の保全・創出は、地域の親しみや愛着を深めることにもつながります。

住民アンケート調査では、半数以上の方が川崎町は住みやすいと回答し、住みにくいと答えた方の割合を大きく上回っています。個人の価値観が多様化している現在、行政が住民からの要求のすべてに応えることは困難ですが、町の魅力の向上を図るとともに、暮らしの質を高め、この町で暮らすことに誇りを持てるような地域イメージ（川崎らしさ）を確立することが大切です。

- 安全で安心して暮らせるまちづくり（安全性の確保、子育て支援・医療・福祉の充実）
- 便利で快適に暮らせるまちづくり（道路・交通・住環境の整備、環境衛生の確保、自然環境の保全と活用）
- ゆとりがあり文化的に暮らせるまちづくり（歴史・文化・レクリエーション環境の整備、学習環境の充実）

4 地域間交流の促進

川崎町には、様々な交流活動が実践できる場所があります。この活動を通じた住民のネットワークづくりや都市住民、学生との交流、さらには国際交流の推進などは、当町の今後のまちづくりの発展につながる可能性を秘めています。住民の意識改革やまちづくりの方向性を、町民が共有することが期待されます。

また、当町は仙台市や山形市との連携・交流において優位な立地条件にあるとともに、山形自動車道につながる東北自動車道など、高速交通体系にも恵まれた条件にあります。

今後は、こうした活動や地理的な優位性を生かしつつ、地域間の交流を深めていくとともに、川崎らしさを主張していくため、積極的な情報発信が重要です。

- 仙台市や近隣市町との連携強化（幹線道路の整備、自治体間の交流）
- 町の魅力（自然、レクリエーション環境等）の発信（情報発信、積極的なPR）
- 国際的な視野に立ったまちづくり（国際交流の推進）

5 町民参画によるまちづくりの推進

まちづくりの主体は住民であり、多様な側面を持つ各主体が相互に連携しあいながら、まちづくりに寄与していくことが重要となっています。現在は自治体としてとるべき方針を、自治体自らが決定し、その決定に基づいて行政運営を推進していくことが求められています。しかし、町財政においては、人口減少、少子高齢化の進展などにより、歳入が減少する一方で、福祉、医療に要する経費は増大傾向にあります。加えて、上下水道、道路などのインフラや公共施設の老朽化が進み、その維持管理は今後も継続的に必要です。

このような状況下においては、行政運営の効率化と、まちづくりに対する町民参画が一層求められます。まちづくりは行政だけで成し遂げられるものではなく、住民が意欲的かつ主体的に取り組むかによって、その成否が大きく左右されます。

まちづくりに対する町民参画をより拡充するためには、様々な方からの意見の集約や、話し合う機会の充実が必要です。これまではまちづくり懇談会などを通して、まちづくりに対する意見、要望、提案が出されていますが、より町民がまちづくりに参画しやすい環境の整備が望まれます。

- 行政運営の効率化
- 協働のまちづくり（町民参画の推進）



第 2 編 基本構想

第1 まちづくりの基本姿勢

川崎町を取り巻く環境や課題を踏まえ、次の4つを基本姿勢としてまちづくりを進めていきます。

1 「可」能性の追求

町民がまちづくりに参加する機会を増やすとともに、行政と町民が様々な手段による情報の共有を行い、町民の声を大切にするまちづくりを進めます。また、まちづくりの目標実現に向け、行政組織を機能的なものとし、効率的な事務体制の確立と職員能力の向上を図ります。

加えて、町民が「いつでも」「誰でも」学ぶことができ、いきがいを感じられるような環境を推進します。

2 あらゆる「輪」が織りなす未来

川崎町の歴史や文化、人材を「縦系」に、自然、環境を「横系」にして、織りなす未来の姿を描くとともに、様々な主体が連携し産業が振興することで地域が活性化するまちづくりを目指します。

3 様々な幸せを呼び込む風土「作」り

川崎町には、豊かな自然や景観、温泉、国営みちのく杜の湖畔公園などの大規模なリゾート・レクリエーション施設、歴史的・文化的資源のほか、人材や組織なども含めた有形・無形の地域資源が豊富に存在します。これらの資源を活用し、新たな付加価値を生み出す施策を推進します。

4 「希」望に満ちた日々の追及

川崎町の将来を担う子供たちが健やかに暮らし、また町に住んで家庭を築き、子供を育ててよかったと思えるように、仕事と子育ての両立等を図り、総合的な支援による子育て環境を充実させます。また、高齢化に対応した健康づくりの推進や、医療・福祉環境の整備を整備します。



第2 川崎町の将来像

川崎町の将来像 「かわさき 誰もが主役になれるまち」

～あなたのちょうどイイを目指して～(可輪作希)

川崎町は、面積の約8割が森林で、緑豊かな住環境のなかで美しい景観が点在しています。このように恵まれた自然環境と先人たちの努力の積み重ねの上に、現在の川崎町があります。

このような恵まれた自然環境に基づく「住みやすさ」を守りつつ、大規模なリゾート・レクリエーション施設が存在する立地条件を活かしながら、将来も住み続けられるまちづくりを進めます。そして、川崎町に関わる人々が愛着を持ち、「誰もが主役になれる」と感じられるまちの実現を目指します。

併せて、現在の当町の生活環境を維持発展させ、「町民の誰もが自分の尺度で幸せに暮らせるちょうどイイまち」を実現するための将来像とします。

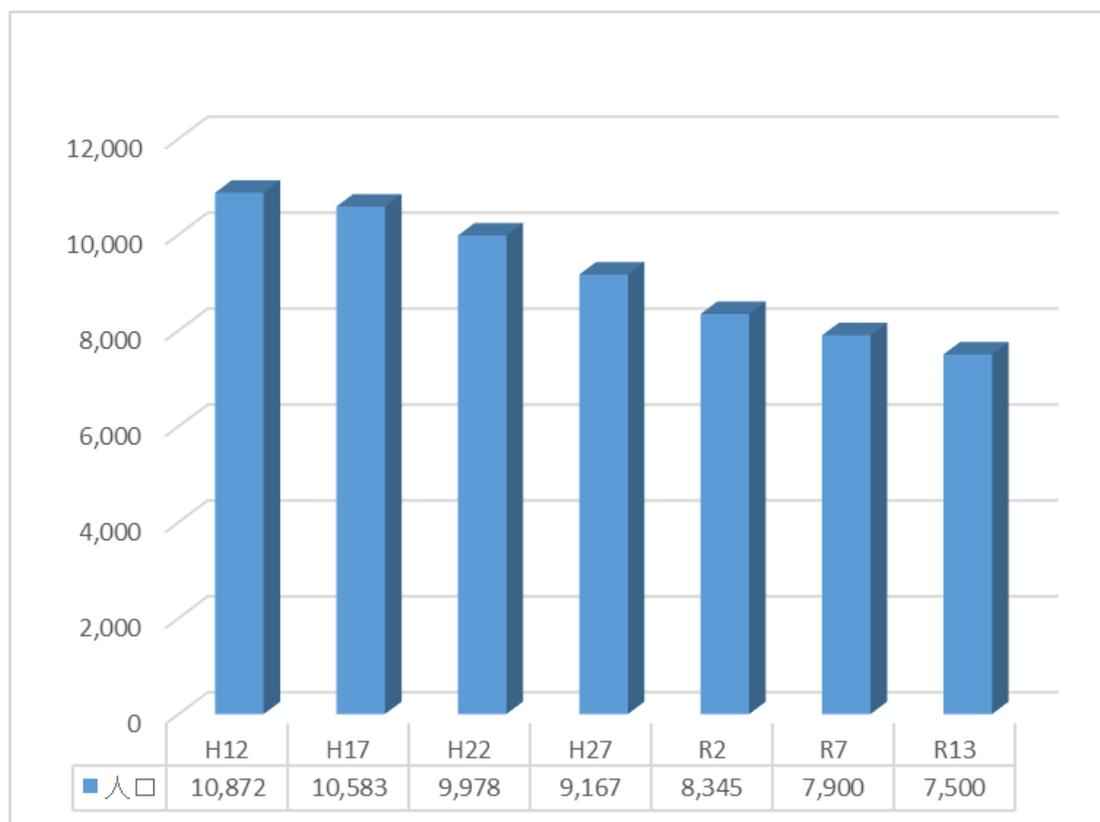


第3 将来の人口設計

当町の人口は、他の多くの自治体と同様、戦後のベビーブームに伴って昭和30年に13,636人とピークを迎えました。その後、昭和45年にかけて10,344人まで減少していますが、これは高度経済成長に伴い、都市部への大規模な人口流出があったためと考えられます。そして、いわゆるバブル経済期を含む平成12年までは、団地開発などの住環境整備が進んだこともあり、人口は微増微減の横ばいの状況が続きました。

しかし、平成12年以降は少子高齢化等の影響もあり、一貫して人口の減少が続いています。このまま減少傾向が継続した場合、西暦2040年に5,796人まで人口が減少するという推計もあります。

こうした状況を踏まえ、本計画では、当町の人口について、今後も人口減少の傾向が続くことは避けられないものと認識しつつ、移住定住の促進や出生率向上に向けた様々な施策を総合的に講じていくことにより、その減少幅を抑えることを目標として、計画の最終年度となる令和13年（西暦2031年）の人口を、7,500人と設定します。



※資料：国勢調査

第4 まちづくりの基本方針

今日、私たちの暮らしは物資的に豊かになりましたが、その一方で心の豊かさやゆとりのある生活を求める人が増えてきました。また、社会の成熟化に伴い、人々のライフスタイルや価値観の多様化が進み、少子高齢化の進展、災害の発生、情報通信技術の発達、感染症の世界的な流行など、私たちが直面する課題も多岐にわたるものとなっています。

こうした状況下で、私たち川崎町民が豊かな暮らしを享受していくためには、「日々の暮らし」や「仕事」といった川崎町で過ごす時間の価値を高めること、また、それを「支える基盤」と「実現する仕組み」を町民と行政が一体となって実現していくことが必要です。

現在の地域社会は様々な面で多くの課題を抱えています。広くは地球環境問題や持続可能な社会づくりの推進であり、身近な暮らしの中では働く場の確保や、安心した生活を送るための福祉・医療の充実、生涯を通じた心身の健康維持、安心・安全なまちづくり、さらには自然・歴史・文化の再認識、川崎町らしい景観の保全や創造などです。また、地域文化の創造や再発見、情報の発信、人的交流の推進なども重要な課題となっています。

そこで、川崎町では多様な価値観に基づく町民の豊かさを追求し、町民が安心して暮らし続けられるまちづくりを達成するため、以下の4点を基本方針として設定し、まちづくりを進めます。

【まちづくりの基本方針】

- 1 子供も大人も誰もが健やかに暮らせるまちづくり（かわさ希）
- 2 身の丈にあったまちづくり（か輪さき）
- 3 安心して暮らしていけるまちづくり（かわ作き）
- 4 協働のまちづくり（可わさき）

1 子供も大人も誰もが健やかに暮らせるまちづくり（かわさ希）

子供からお年寄りまで町に住むすべての人が健康的に毎日の生活を営めるようにするため、身も心も健やかで、いきいきと笑顔で暮らせるまちをつくります。

2 身の丈にあったまちづくり（か輪さき）

日々生活し、また自身の時間を豊かに過ごすためには、生活の基盤となる「働く場」が必要です。川崎町の自然環境を活用した職場、知識・経験を生かして働ける職場など、町の身の丈にあった雇用の場を確保するとともに、移住・定住を推進し、人口減少を抑制したまちをつくります。

3 安心して暮らしていけるまちづくり（かわ作き）

川崎町で過ごす豊かな時間を支えるのは、災害からの安全性の確保に加え、上下水道や道路、情報基盤などの社会インフラや、ゆとりある住環境です。町の魅力である自然環境や、歴史・文化の保全と活用を図りながら、「快適な住環境」と「自然豊かな農村環境」が調和したまちをつくります。

4 協働のまちづくり（可わさき）

川崎町の将来像の実現に向けて、行政は、行うべき事業を限られた財源の中から取捨選択し進めますが、それだけでは目標は達成できません。町民と協力しながら、行政は町民が主体的に行う活動を支援し、共に力をあわせてまちづくりを進めることができるまちをつくります。

第5 施策の大綱

川崎町の将来像を実現するため、「まちづくりの基本方針」に基づき、施策を体系的にまとめたものを、「施策の大綱」として次のとおり整理します。

1 子供も大人も誰もが健やかに暮らせるまちづくり

(1) 子育て支援の充実

安心して子供を生み育てられる環境整備を進めるため、様々な不安や悩みを相談できる場や交流の場を整備するとともに、各種保健・福祉施策を展開します。また、共働きや核家族世帯など様々なニーズに対応できるよう、多様な保育サービスの提供に努めます。

(2) 子供たちの育成

幼児期における教育の推進や小・中学校の連携による一貫した取り組みの中で、児童・生徒一人ひとりの発達段階に応じた指導を行い、確かな学力を身に付けるとともに、社会の変化に主体的に対応できるたくましい人間、心豊かな人間の育成を進めます。また、それらを実現するため、教員の資質の向上、地域全体で子供を育てる環境や質の高い教育環境の整備に努めます。



(3) 健康づくりの推進

町民の総合的な健康づくりを進めるため、健康に関する正しい知識の普及と意識の向上を図りつつ、健康増進事業や食育事業を展開します。また、健康推進員との連携や、生活習慣病の発症予防に重点をおき、重症化予防を推進します。さらに、受診しやすい環境整備に努めながら、各種健診活動を実施し、検診データに基づく保健指導やフォローアップの充実・強化を図ります。

(4) 医療の充実

町立病院の役割を強化し、今後とも患者の医療需要に応じた医療内容の充実に努めていきます。また、身近な医療機関と高度な中核的医療機関との機能分担を進めるとともに、地域における保健・医療・福祉・介護との連携強化により、総合的な医療サービスの充実を図ります。

(5) 地域福祉等の推進

行政と町民等が役割を分担しながら、住民参加による福祉活動を展開し、住みなれた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めます。また、障がいがあっても安心した生活が送れるよう、バリアフリー化などの環境整備や福祉サービスの充実を図ります。

(6) 長寿社会の確立

高齢者が活力ある日々を過ごすために、長年培われてきた経験と技術が発揮できる社会参加の推進や多様な活動が行える生きがいがづくりの充実を図ります。また、在宅福祉を基調にした福祉サービスの提供と、地域ケアシステムの整備、介護保険サービスの充実等を進めます。

(7) 生活の安定

町民が安心して生活できる相談体制の整備を図るとともに、生活保護制度など、各種援護制度の適正な活用に努め、低所得者世帯の経済的自立を支援します。

2 身の丈にあったまちづくり

(1) 農業の振興

当町の重要な産業である農業については、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのある産業となるよう、新たな園芸作物の栽培実証や産地化を図ります。また、農業施設の整備やほ場整備などによる生産基盤整備を進めるとともに、農地の流動化を促進し、農地の集積化を図ります。

また、野生動物による農作物被害防止を徹底し、被害防止及び不作付地の解消に努めます。さらに、新規農業就業者に対する積極的な支援や都市住民等の受け入れ支援を促進します。

(2) 林業の振興

低コスト林業の推進と、造林地を始めとした森林の適切な管理を進めていきます。町内産木材の需要拡大に係る施策を展開し、町内産木材を使用した住宅建設に助成制度を設けるなど、町内産木材の需要拡大を図ります。

(3) 移住・定住の推進

移住定住と起業サポート機能を有する施設である「みやぎ川崎 SPRING」を管理運営し、町の移住定住に関する相談窓口の拠点とします。

また、空き家等の有効活用を通して、移住定住の促進につながる空き家バンク制度や、各種移住支援事業の取り組みを地域おこし協力隊とともに実施します。

(4) 商業の振興

様々な業種や大学、金融機関との連携により新しい価値を創造し、全世代が安心して事業を継続できる、多様性がある魅力的な商店街づくりを目指します。また、みちのく公園等の集客が見込める施設や、ECサイトを活用した外部での新たな販路の拡大と商品券等を活用した内部の需要喚起を行い、町内外へのアプローチにより売上の向上を図ります。

さらに、当町は閉校した旧小学校施設が複数存在することから、旧小学校施設の地域性等を踏まえながら、民間による効果的な利活用を推進し、地域力の向上を図ります。

(5) 工業の振興

既存企業の経営の安定、近代化を促進するとともに、利便性の高い高速交通体系を活かしながら、宮城県と連携を強化し、企業誘致を具現化していきます。町の自然環境を損なわない企業の誘致を促進するほか、第1次産業と関連した産業など、町内からの起業にも取り組んでいきます。

(6) 観光の振興

特産品やイベントのPRと一体となった観光宣伝を積極的に行い、誘客の促進につなげます。また、SNS等を活用した観光情報の発信を強化し、新たな観光企画を検討していきます。さらに、観光と農業の連携促進を図るほか、インバウンド需要に対応できる環境の整備に取り組んでいきます。



3 安心して暮らしていけるまちづくり

(1) 防災体制の充実

災害を未然に防止し、町民の人命・財産を守る治山・治水・砂防事業を促進します。また、安全な生活を確保するため、消防力の強化や交通事故等の発生防止に努めます。

消防力については、常備消防団の強化、消防施設の充実と併せ、消防団の充実や自主防災組織の育成・強化、家庭や学校での防災意識の向上等を進めます。

(2) 安全な町民生活の確保

交通安全対策について、交通安全意識の啓発とともに、関係する施設の整備、関連団体との連携を図ります。

防犯体制については、コミュニケーションづくりを基本とする、地域が一体となった防犯体制の充実・強化を図るとともに、町民の防犯意識の醸成を図ります。

加えて、消費者トラブルの被害防止や救済に向けた取り組みを行い、自主的に判断し合理的に行動できる消費者を育成するための啓発と教育を推進します。

(3) 道路・交通体系の整備

仙台市並びに山形県との連携強化や交流促進を図るうえで重要な国道 286 号及び、国道 4 号の機能を補完する国道 457 号の整備促進を図るため、関係機関への働きかけを継続します。また、町内の主要道路においては、歩行者の安全にも配慮した整備を推進します。

さらに、当町の地理的条件や高齢社会の進展に対し、住民の移動の足を確保するため、既存町民バス路線等の運行の充実を図ります。

(4) 計画的な土地利用

町の恵まれた自然環境を将来にわたって保全・活用していくため、土地利用規制の適正な運用と、自然環境との調和を考慮した土地利用計画の推進を図ります。一方で町の中心部については、賑わいを創出するためにも空き家等の再利用や公共空地を活用し、宅地利用の推進を図ります。

(5) 快適な居住環境の整備

水道については、計画的かつ安定的に水道事業を運営していくため、水道事業基本計画策定に向けて取り組んでいきます。また、老朽化した水道施設や配水管布設替工事を計画的に推進していきます。

下水道については、公共下水道事業と合併処理浄化槽の組合せにより、下水道事業の経営健全化を図りながら水洗化率 100%を目指すとともに、下水道処理区域以外では、合併処理浄化槽の設置を推進します。

既設公園やグラウンドについては、町民の身近な交流の場や子供達の遊び場として、地域住民との協働により維持管理に努めるとともに、緑化や親水空間の整備を推進します。

(6) 定住の場の創出

町で整備した支倉清水向地区の住宅分譲地の販売促進を図るほか、老朽化が進んでいる町営住宅については、計画的な補修・建替を推進します。

(7) 川崎町らしい景観の保全と創造

当町の景観を構成する重要な要素である蔵王連峰の眺望と調和した景観づくりを進めます。多くの人々が利用する国道286号バイパス沿道や町中心部、釜房湖周辺地域は、蔵王連峰の眺望が美しい区間であることから、川崎町景観条例に基づき、建築物の高さ、意匠、色彩など景観に配慮した建築物の誘導を推進します。

また、豊かな山林から生み出される水は町の貴重な自然資源となっており、この美しい水が創る河川・ダム景観については、今後も保全に取り組んでいくとともに、笹谷街道の松並木についても、町を代表する歴史的な景観として、その保全・育成を推進します。

(8) 自然環境の維持・保全

町域の約8割を占める山林は、豊かで優れた自然環境であるとともに、水源涵養を担う大切な水源となっており、今後もその保全と乱開発の抑制を推進します。また、環境教育、住民参加による森林整備等、様々な保護・保全活動を展開していくほか、河川・ダムを活用したイベント等により、広く町民に水質保全や水源涵養に対する啓発を図ります。

さらに、脱炭素社会を実現するため、省エネルギー化の推進を通して、各家庭、公共施設、事業所に対してその意識啓発に努めるほか、再生可能エネルギーの利用を促進します。一方で、川崎町の環境と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例を適切に運用し、民間事業者による再生可能エネルギー発電事業が、当町の豊かな自然環境と共生した事業となることを目指します。

(9) 環境衛生の充実

ごみの収集・処理については、収集処理体制の充実と地域ぐるみの減量化を進めるとともに、不法投棄に関する監視体制の強化を図ります。また、野焼き防止の周知徹底や工場等における公害防止対策の推進により、公害の発生を未然に防止します。

4 協働のまちづくり

(1) 町民参画の推進

行政主導型のまちづくりから、町民または地域を重要視したまちづくりに行政が支援する体制へとシフトし、町民がまちづくりに参画する機会を増やすとともに、様々な媒体による情報の共有化、話し合いの機会拡充を通じて、町民及び行政職員の意識啓発を図ります。

(2) 効率的な行財政の運営

まちづくりの目標実現に向けて、行政組織を機能的なものとし、合理的な事務処理体制の確立と職員能力の向上を図ります。

財政経営にあたっては、地方財政をめぐる厳しい環境を踏まえ、一層の経費縮減による財政の健全化、事業の「選択と集中」、また、持続可能性の保持と地域活性化のバランスを見定めた財政経営の展開を図り、情報開示の徹底を進めます。

一方で、町税やふるさと納税による自主財源の確保に努めるほか、納付環境の整備や、未納金の徴収強化を図り、納付率の向上を推進します。

(3) 広域行政の促進

行政の運営を効率的・効果的に行っていくため、広域行政を推進するとともに、広域連合や広域的枠組みの議論に前向きに参加します。また、周辺市町との相乗効果を見据えた地域活性化策を推進し、近隣市町の共通課題を解決するために必要な事業については、周辺市町と連携して積極的に進めていきます。

(4) 生涯学習の振興

町民が生涯を通じて学習できる体制づくりを行うため、学校教育、社会教育、家庭教育の連携による生涯学習体制の整備に努めるとともに、講座の拡充等、多様な町民の学習ニーズを支えるための施策を展開します。

また、生涯学習の拠点施設及び社会教育関連施設の整備・維持管理や、学校開放等による施設利用を推進します。

(5) 地域文化の醸成

当町の各地域に点在した文化芸術の交流機会を設定しながら、文化芸術活動を推進します。また、学校教育等の中に地域文化の保全や継承を取り込むほか、中世城郭跡等の歴史的遺構の調査研究と整備を行い、地域資源としての活用を図ります。

(6) 国際化の推進

グローバル化の進展に対応できる人材の創出を図るほか、外国人の町内居住、訪問に対応したまちづくりや交流活動を支援することで、外国人にとっても住み心地の良い風土づくりを展開します。

(7) スポーツ・レクリエーションの振興

「競技」、「健康」、「レクリエーション」、「リハビリテーション」の4本を生涯スポーツの柱として推進するほか、「町民ひとり1スポーツ」を基本に、各種教室や大会等の開催を推進し、指導者の育成及びスポーツ人口の拡大を図ります。

(8) 青少年の育成

家庭、学校、地域それぞれの連携のもと、スポーツや地域活動等をとおして、青少年の健全育成を図ります。

(9) 町民の主体的な活動の支援

行政区を基本にコミュニティ活動を活発化し、地域内協働の気運づくりに努め、活動の拠点となる公民館分館の事業を活性化するほか、地域住民が主体となった道路緑化や水路等の清掃活動などを推進します。

また、性別にとらわれず、個性と能力を十分に発揮し、男女がともに仕事と家庭、地域生活との調和を大切にす心豊かな社会づくりを推進します。

公共サービスの担い手として、社会に欠かせない存在となっている NPO については、活動や設立の後方支援を行うとともに、行政との協働事業の推進を図ります。

第6 重点的取り組み施策

川崎町の将来像の実現に向けて、今後10年間に戦略的に取り組むべき重要な施策を、「重点的取り組み施策」として次のとおり設定します。

1 子育て支援の充実

仙台都市圏の通勤圏にある当町では、仙台市等に通勤する子育て世代が、子供を安心して産み育て、健やかに成長させることができる環境を整備することが重要です。子育て期における保健、福祉的対応を含め、親子が気軽に集い、交流を図り、仲間づくりを行うとともに様々な不安や悩みを相談できる場の整備や、多様な住民ニーズに対応した保育サービスの充実に取り組み、優れた子育て環境を整備します。

また、保育・教育の一貫性と質の向上を図るため、かわさきこども園の機能充実や、小・中学校の連携した取り組みによる教育環境の充実、加えて、学校・家庭・地域が一体となり地域全体で子供を育む環境づくりを進めます。

2 農業・林業の振興

農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのある産業となり、農業者が地域の他産業従事者並の所得を得られるようにするため、生産性の高い農業の実現を目指します。そのため、新たな園芸作物の栽培実証や産地化を図り、農業施設の整備やほ場整備などによる生産基盤整備を進めるとともに、農地の流動化を促進し、農地の集積化を図ります。

また、野生動物による農作物被害防止を徹底し、被害防止及び不作付地の解消に努めます。さらに、新規農業就業者に対する積極的な支援や、都市住民等の受け入れ支援を促進します。

林業は、低コスト林業の推進と、造林地を始めとした森林の適切な管理を進めていきます。町内産木材の需要拡大に係る施策を展開し、町内産木材を使用した住宅建設に助成制度を設けるなど、町内産木材の需要拡大を図ります。



3 移住・定住の推進

定住人口を確保し、川崎町の行政サービスやインフラ、雇用、地域コミュニティを維持するため、移住・定住の推進を図ります。そのために、移住定住と起業の支援機能を有する施設「みやぎ川崎 SPRING」を管理運営し、町の移住定住に関する相談窓口の拠点とします。

また、空き家等の有効活用を通して、移住定住の促進や町民と移住者との交流の拡大につなげる空き家バンク制度をはじめとした移住支援事業の取り組みを、地域おこし協力隊とともに実施していきます。

移住定住・起業サポートセンター みやぎ川崎 SPRING



4 防災体制の充実

町民の安全な生活を確保するため、災害を未然に防止し、町民の人命・財産を守る治山・治水・砂防事業を促進します。

また、消防力の強化のため、常備消防や救急体制の強化、消防施設の充実と併せて、消防団の充実や自主防災組織の育成・強化を図ります。

さらに、地域や学校での防災意識の向上を進めるほか、防災対策品の計画的な備蓄により有事への備えを強化し、宮城県総合防災情報システム等の活用による迅速かつ正確な防災情報の発信に努め、また、未曾有の大災害への準備強化として、国土強靱化地域計画に基づいたハード、ソフト事業を計画的に実施します。